

議 事 録

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| 会 議 名 | 令和5年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 令和5年1月26日(木)午後4時00分から | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所 | 寒川町民センター 3階講義室 | | |
| 出席委員 | 農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 | | 計8名 |
| | 農地利用最適化推進委員 委員：北部地区 大久保 泰明 | | 計1名 |
| 欠席委員 | 無 | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳 | | |
| 傍聴人 | 無 | | |
| 議 事 | 日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、令和5年 第1回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、3番と4番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号1号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆で、転用事業の内容は貸車両置場です。隣地に事業所がある自動車販売業者が、事業拡大により現事業所の車両置場が手狭となっていることから、車両置場を拡大するために当該地を借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：現地確認しました。北側隣接地の中古車販売業の車両置場の拡大であり、</p> | | |

また、隣接農地への影響が出ないように施工するという事なので、問題ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号1号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号2号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号2号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は、町道の拡張のために買収となった農地の残地であり、少なくとも平成19年から、農地が残っていることに気づかず隣地資材置場の一部として使用していました。その後農地が残っていることがわかり農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当農業委員である1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：事務局職員と現地を確認しました。当該地は、雑種地の一部が農地のまま残っていたということで、形状等から農地として利用することは困難であると考えますので、やむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号2号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号3号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号3号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区にある農業振興地域内農地の3筆で、現況は畑です。当該地につきましては、貸し手及び借り手からの相談があり、町農政課や県農業公社の情報提供や調整により、新たに利用権設定されることとなりました。期間については5年間で、農地中間管理機構である神奈川県農業公社が利用権の設定を受け、県農業公社から借り手に貸し出されます。借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：1月18日に事務局職員と現地確認をしました。当該申請地は、小谷小学

| | |
|-----|--|
| | <p>校の南側150mに位置し、令和4年議案番号64号と同一の借り手の方で、また、その土地の南東側100m以内に位置します。現状は耕作されておりませんので、当該地を農地として利用することは好ましいことで、特に問題ないと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号3号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号1号から8号の8件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手の都合により、貸し手との合意のもと利用権を解約する旨の通知が町農政課へ提出されましたので報告します。通知については、議案書のとおり8件で、合計10筆です。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>次に日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号9号及び10号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号11号及び12号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり2件それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和5年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
| 資 料 | 1. 令和5年第1回定例総会議案及び位置図 |

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和5年2月24日、承認・署名を得て確定しました。